

## 報告第 8 号

### 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年鳥取県条例第12号）第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	交流人口拡大本部関西本部	物品 保守	複合機	2台	大阪市北区錦町2番16号 株式会社日興商会 大阪中央支店	月当たり賃借料 16,300円 及び使用1枚当たり 黒 0.60円 カラー 4.60円	令和3年5月24日 ～令和8年6月30日	鳥取県交流人口拡大本部関西本部
2	鳥取湖陵高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン 液晶ディスプレイ	1台 1台	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店	937,200	令和3年5月25日 ～令和8年7月10日	鳥取県立鳥取湖陵高等学校